

輪番理事制度運用細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、規約第37条に基づき輪番理事制度の円滑な運用を図れるよう本細則を定める。

（目 的）

第1条 この細則は、管理組合の理事就任に関して、適正かつ公平に運用することを目的とする。

（輪番制）

第2条 新たな理事就任要請は別に定める輪番表に基づき、該当宅に輪番理事就任の依頼状（書式ー1）にて行う。要請は8年に1回、任期2年とし、該当宅が受諾できない場合でも、原則としてグループ内での先送りはしない。但し、受諾者数が著しく少ない場合は、輪番予定外であっても就任要請をすることがある。この場合でも輪番制は維持するものとする。

（輪番理事就任の辞退）

第3条 区分所有者が以下の条件1）～3）に該当する場合は「輪番理事就任辞退申請書（書式ー2）」を理事会に提出して輪番理事就任の辞退を申し出ることができる。理事会はこれを審査し、承認の下、辞退できるものとする。但し、複数住戸を所有する区分所有者で本項に該当する場合は、最初の1住戸のみに適用し、それ以外は8年間適用外とする。

- 1）区分所有者 本人が満85歳（輪番理事就任予定初年度の4月1日時点）以上で、代理となる同居する2親等以内の親族がいない場合
- 2）区分所有者本人又は同居の家族が、要介護認定者（要支援を除く要介護1～5）か、病弱により常時介護が必要な場合
- 3）その他、理事会が承認した場合

（輪番理事制度管理委員会）

第4条 輪番理事制度の円滑な運用を図るため、総務委員会内に「輪番理事制度管理委員会」（以下、「本委員会」という。）を設置し事務手続き等を行う。本委員会は自薦、他薦及び理事長の推薦により、理事会が承認した者で構成する。委員は5名以上とし、任期は理事に準ずるものとする。本委員会の業務は以下とする。

- 1）書式ー1に基づく理事就任要請
- 2）輪番理事辞退申請書（書式ー2）の回収、審査及び記録の保管
- 3）申請者へ審査結果の報告と（書式ー3、書式ー4、書式ー5）の提出依頼
- 4）（書式ー5）の回収、及び理事就任又は協力金支払い、受諾の確認
- 5）申請書から受諾書までの流れの記録と保管、及び理事会への報告

6) 輪番表の修正検討及び修正案の理事会への提案

7) その他、同制度に係わる諸事項への対応

尚、本委員会での審査は常に前例を参照し、公平に務めるものとする。

(輪番理事就任辞退申請書の審査)

第5条 「輪番理事就任辞退申請書(書式一2)」は本委員会で審査した後、理事会の承認を経て、申請者に審査結果を報告する(書式一3、書式一4)。なお、輪番理事就任辞退の申請理由が、個人的な理由で第3条の各項に適合しないと判断された場合は、申請者は改めて、理事就任の受託か、協力金の支払いかを選択して「輪番理事就任受託又は協力金支払い申請書(書式一5)」を提出するものとする。なお、指定期日までに提出が無い場合は、協力金の支払いに同意したものとみなす。

(輪番理事就任辞退と協力金)

第6条 輪番制に基づく理事就任要請があり、個人的な都合で理事就任を辞退する場合は、理事就任に伴う時間的負担を勘案し、月額2,000円、年額24,000円とし任期2年分の合計額48,000円を協力金として支払うことで、理事就任と同等と認めるものとする。なお、協力金の支払い方法は書式一5によるものとする。また、協力金支払い対象者が期途中で転出した場合は、その後の支払は求めない。なお、施行開始は2025年度第40期からとする。

(理事の職務遂行義務)

第7条 輪番理事就任を受諾した者は、誠実にその業務遂行に当たらなければならない。任期中に、委任状による出席を除く理事会及び委員会への実出席率が50%に満たない場合は業務不履行とみなし、協力金の支払いに同意するものとする。同出席率の通知は、輪番理事制度運用委員会より本人に対し毎年度行うものとする。

(細則外事項)

第8条 本細則、管理規約及び使用細則に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めによるものとする。

附 則

(細則の発効)

第1条 本細則は2025年6月1日より効力を生じる。

(細則の改正)

第2条 本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

第 期輪番理事就任依頼の件

パーク上尾団地管理組合
理事長

番館 号室 様

日頃よりパーク上尾団地管理組合の活動にご理解、ご協力を頂き有難うございます。

さて、今期も残すところ3ヶ月となり、次期の理事選出の時期となりました。
管理規約第37条2項「理事は、組合員、組合員の配偶者及び2親等内の親族の中
から輪番、推薦及び立候補により団地総会で選任する」により、第 期の輪番理
事へのご就任をご依頼いたします。

尚、輪番表に従い、来期の理事に就任を依頼する数は以下となります。

・ 壱番館	名	・ 弐番館	名	・ 参番館	名
		・ 合計	名		

日頃、何かとご多忙とは存じますが、このような集合住宅で暮らす私達にとって
理事会活動は避けて通れないことですので、何卒ご理解の上、理事就任をお願い致
します。

尚、お手数ですが 月 日までに、下記（記入欄）に必要事項をご記入の上、
管理事務所までご提出ください。また、輪番理事に就任できない場合は、本運用細則
第3条及び第5条～第7条をご確認の上、「輪番理事就任辞退申請書（書式ー2）」
をご提出ください。輪番理事への就任は全組合員の義務であり、任期は2年です。

—————（きりとり線）—————

いずれかに○印をお願いします。

- 1、理事に就任します。
- 2、理事に就任できないので協力金の支払いに同意します。
- 3、就任辞退「輪番理事就任辞退申請書（書式ー2）」を申請します。

パーク上尾団地管理組合
理事長 様

西暦 年 月 日

番館	号室	氏名	印又はサイン
電話番号	又はeメール		

第 期 輪番理事就任辞退申請書

パーク上尾団地管理組合
理事会 御中

申請者	番館	号室	氏名	印又はサイン
電話番号		又はeメール		

本運用細則第3条の規定により、輪番理事就任辞退を希望しており、審査を依頼します。

(第3条の適否の判断に必要な補足説明をご記入ください)

＜注＞申請内容に虚偽が認められた場合は申請を却下します。また、本申請書は個人情報として取り扱いますが、輪番理事管理委員会及び理事会では審査のため開示されます。

なお、審査結果は、後日、理事会承認を経てお知らせします。

第 期 輪番理事就任辞退申請書の受理（通知書）

パーク上尾団地管理組合
理事長

番館 号室

様

お知らせ

日頃から、管理組合活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、過日申請された「第 期 輪番理事就任辞退申請書」は、第 回理事会
において、本運用細則第 3 条に適合すると判断され、輪番理事辞退が承認され
ました。

なお、今後とも管理組合活動に、ご理解とご協力をお願いします。

記 輪番理事管理委員会

委員長

第 期 輪番理事辞退申請書 審査結果の報告

パーク上尾団地管理組合
理事長

印

番館 号室

様

お知らせ

今般、貴殿から申請された「輪番理事辞退申請書（書式一 2）」は、第 回
理事会において輪番理事辞退の理由が「輪番理事運用細則 第 3 条」に適合しな
い個人的な都合と判断されました。

つきましては、改めて同封の「輪番理事就任受諾又は協力金支払い申請書（書式
一 5）」をご提出ください。

（審査結果の説明）

記 輪番理事管理委員会
委員長

第 期 輪番理事就任受諾又は協力金支払い承諾書

パーク上尾団地管理組合
理事長 殿

申請者 番館 号室 氏名 印又はサイン

電話番号 又はeメール

この度の「第 期 輪番理事就任辞退申請書」の審査結果を受け、下記を選択します。

(いずれかの番号に○をつけて下さい)

1、輪番理事に就任します

注) 理事就任中の委任状による出席を除く、理事会及び委員会への実出席率が50%に満たない場合は、協力金の拠出が必要です。(本運用細則第7条)

2、協力金を支払います

①本運用細則第6条に基づく協力金(2年分) 48,000円
(内訳 月額2,000円、年額24,000円)

②支払方法

月払い口座引き落とし(管理費に準ずる)

注) 協力金は管理費に充当されます。